

令和５年度北海道生活困窮者支援

民間団体活動助成事業のご案内

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に直面する、生活困窮者の支援ニーズの

増加に対応するため、地域の自立相談支援機関と連携し、町村部にお住いの生活に

困窮する方の支援に取り組む民間団体に対して、活動経費の一部を助成します。

**１　助成対象団体**

※道内に活動拠点をもち、次の要件を全て満たす団体

〇物価高騰等の影響を受け、ニーズの高まりによる事業量の増加が認められること

〇各振興局が設置する自立相談支援機関と連携している、又は今後連携すること

〇生活困窮者支援プラットフォームにて、当該団体の支援が必要と認められること

〇暴力団員と密接な関係を持つ団体でないこと

**２　対象となる取組**

食料等の物資支援や就労支援、住まい、地域づくりなど、

地域の実情に応じた多様な支援の取組（営利目的でないもの）が対象となります。

＜想定される事業や補助対象経費の一例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の例 | 補助対象経費の例 |
| 生活困窮者に食事や日用生活用品等の物資を提供 | 食料などの物品購入費、相談者への送料、配布に必要な人件費、物品保管用の冷蔵庫等の備品購入費　など |
| 生活困窮者にスマートフォンを一定期間無償で貸出 | 貸出に必要な端末の購入費や通信費、支援員の人件費など |
| 就労困難者の中間的就労や就労訓練先として  開拓した協力事業所や支援者とのマッチングの促進 | 支援員の人件費、対象者の送迎に要するガソリン代、活動内容の広告費　など |
| 住まいを失った生活困窮者に対する緊急的・一時的な住まいの提供や見守り支援 | アパートやホテルの借り上げ料、光熱水費、支援員の人件費　など |

**３　対象経費等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
| 令和５年７月14日から令和６年３月31日までの間に支出された、賃金、報償費、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として知事が認めた経費 | １０／１０以内 | ５０万円  ※団体の応募状況に  応じて減額となる  可能性があります。 |

**４　申請方法**

活動している地域の振興局社会福祉課に「事業計画書」を提出してください。

提出先：釧路総合振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係　担当：岡西

電話：0154-43-9251（内線3811）

メール：okanishi.akira@pref.hokkaido.lg.jp

提出期限：令和５年（2023年）12月20日